

3

8月1日から

介護保険の費用負担が変わります

介護保険制度の一部が改正され、8月1日から介護サービスの費用負担が変更されます。主な変更点は下記をご覧ください。

変更に合わせて、要介護（要支援）認定者全員に、利用者負担の割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」を、7月末までに福岡県介護保険広域連合から送付します。

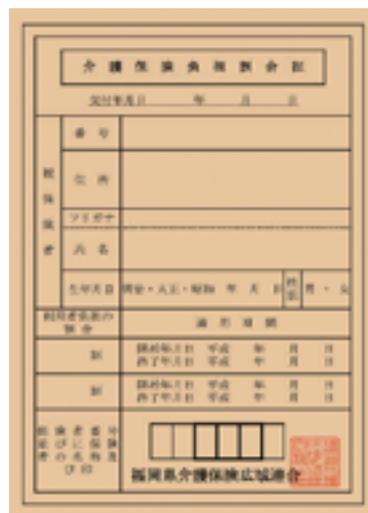
サービスを利用する際は、この負担割合証をサービス事業者に提示してください。

【有効期限】 1年間

（8月1日～平成28年7月31日）

【問合せ先】 保険環境課 医療介護保険係

☎65・1097



▲送付される負担割合証のイメージ
(実物とは異なる場合があります)

介護保険費用負担の主な変更点

8月1日
から

変更①

自己負担額の割合が変わります

介護サービスを利用する際の自己負担額は、これまで一律に1割でしたが、一定以上の所得がある方は、自己負担額が2割になります。

【自己負担額が2割になる人】

次の①②すべてに当てはまる人

- ①本人（65歳以上）の合計所得金額が160万円以上
- ②「年金収入＋その他の合計所得金額」が
 - a. 単身で280万円以上
 - b. 同一世帯に65歳以上の人（本人含む）が2人以上いる場合で346万円以上の人

変更②

利用料の負担上限が変わります

世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の介護サービス利用料の負担上限が37,200円から44,400円になります。

【負担上限が引上げになる人】

同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいる場合で、次のいずれかに当てはまる人

- 同一世帯に65歳以上の人1人の場合
⇒本人の年収が383万円以上
- 同一世帯に65歳以上の人2人以上いる場合
⇒それらの方の年収の合計額が520万円以上

変更③

食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

施設利用時の食費・部屋代の負担軽減を受けることができる方が、非課税世帯の中の預貯金などの少ない方に限定されます。

【負担軽減の対象外となる人】

- 預貯金などが一定額（単身1千万円または夫婦合計2千万円）を超える場合
- 世帯分離していても、配偶者が課税されている場合

